

## 第11章 施行期日及び経過措置

### I. 附則のあらまし

今回の特許法等の一部を改正する法律（以下、この章において「改正法」という。）附則は、イ) 改正法の施行期日を定める規定、ロ) 改正法の施行に伴う経過措置を定める規定、ハ) 政令への委任を定める規定、ニ) 本則の改正に伴う他法の形式的改正を行う規定からなっている。

改正法の施行期日は、附則第1条本文において平成11年1月1日と規定したが、第10年以降の特許料の減額等に関する改正規定の施行期日は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内で政令で定める日（平成10年6月1日）、国との共有に係る特許権等の特許料等の減免に関する改正規定の施行期日は、平成11年4月1日、審判・意匠・商標のペーパーレス化に関する改正規定の施行期日は、平成12年1月1日とされており、改正内容に応じて4つの異なる施行期日が規定されている。

また、改正法は、損害賠償制度の改正・権利侵害に対する罰則の強化、意匠法の改正、審判制度の見直し等、工業所有権法の全般にわたって、従来の制度を大幅に改正する内容となっている。このため、附則においては、広範な経過措置が規定されている。

本章では、こうした附則に規定する施行期日及び経過措置等の内容について周知徹底が図れるよう、できる限り詳細にその内容を解説することとした。

### II. 附則の概要

- (1) 改正法は、原則として平成11年1月1日から施行することとした。ただし、第10年以降の特許料の減額等に関する改正規定は、公布の日から起算し

て1月を超えない範囲内で政令で定める日(平成10年政令第177号により、平成10年6月1日に施行)、国との共有に係る特許権等の特許料等の減免に関連する改正規定は、平成11年4月1日、審判・意匠・商標のペーパーレス化に関連する改正規定は、平成12年1月1日からそれぞれ施行することとした。

- (2) 改正法の施行の際に特許庁に係属している特許出願・実用新案登録出願の登録要件の判断について、先後願の判断(特許法第39条)の見直し等の登録要件に関連する規定は、改正前の規定を適用することとした。
- (3) 改正法の施行の際に特許庁に係属している審判・再審について、請求理由の要旨変更に関連する規定は、改正前の規定を適用することとした。
- (4) 第10年以降の特許料の負担の軽減の取扱いについて、改正法の施行前に特許料を既に納付した場合にはこれを返還せず、また、改正法の施行前に特許料の納付期限が到来していた場合の追納については改正前の特許料を基準に納付することとした。
- (5) 国との共有に係る特許権等の特許料等の取扱いについて、改正法の施行前に特許料等を既に納付した場合にはこれを返還せず、また、改正法の施行前に特許料等の納付期限が到来していた場合の不足分の補正による支払いについては改正前の特許料等を基準に納付することとした。
- (6) 改正法の施行前にした出願に係る無効等の理由については、改正前の規定を適用することとした。
- (7) 改正法の施行の際に特許庁に係属している意匠登録出願(類似意匠の意匠登録出願を除く。)又は意匠登録(類似意匠の意匠登録も含む。)に係る審判・再審において要件を判断するときには、先後願の判断の取扱いの見直し、創作容易性の水準等の登録要件に関連する規定は、改正前の規定を適用することとした。
- (8) 改正法の施行の際に特許庁に係属している類似意匠の意匠登録出願、改正法の施行前にした類似意匠の意匠登録出願については、先後願の判断の取扱いの見直し、創作容易性の水準の他類似意匠制度に係る登録要件に関連する改正規定、類似意匠の登録の効果等については、改正前の規定が引き続き効

力を有するものとし、これらの出願については改正前の規定を適用することとした。

(9) 改正法の施行に関し更に必要となる経過措置は、政令で定めることとした。

### III. 附則の規定の解説

本節では、附則に規定された改正法の施行期日、経過措置等の規定を順次解説していく。

#### 1. 改正法の施行期日

##### (施行期日)

**第一条** この法律は、平成十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中特許法第百七条の改正規定（同条第一項の表の改正規定に限る。）、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十六条第一項の改正規定並びに次条第二項及び附則第八条から第十二条までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第一条中特許法第百七条の改正規定（同条第一項の表の改正規定を除く。）及び同法第百九十五条の改正規定（同条第一項第四号から第七号までの改正規定を除く。）、第二条中実用新案法第三十一条の改正規定及び同法第五十四条の改正規定（同条第一項第四号から第七号までの改正規定を除く。）、第四条の規定、第五条中商標法第四十条、第四十一条の二第五項及び第六十五条の七第三項の改正規定並びに同法第七十六条の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条の改正規定並びに次条第三項、附則第三条第二項、第五条並びに第六条第二項の規定、

附則第十四条中商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の改正規定並びに附則第十八条の規定 平成十一年四月一日

三 第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第二条第一項及び第三項、第五条第五項、第十一条、第十三条、第十四条第一項、第十八条第一号、第二十六条、第三十九条並びに第四十一条第五項の改正規定 平成十二年一月一日

本条は、改正法の施行期日について規定したものであり、本条本文は、改正法の施行期日を平成11年1月1日とする旨を規定したものである。

今回の改正は、特許権等の侵害時の損害賠償制度と罰則の見直し、創造的デザインの保護強化の観点からの意匠法の見直し（創作容易性水準の引き上げ、部分意匠・模様の意匠の保護の導入、システムデザイン等の適切な保護、類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の導入等）、早期保護の実現の観点から無効審判の審理の迅速化の他、特許法・実用新案法・意匠法における拒絶確定出願等の先願の規定の見直し、特許出願に係る優先権書類データの交換、願書への発明の名称の記載の削除、商標登録証の発行等、その内容が多岐にわたっている。

このため、改正法の内容を一般に周知する期間を確保する等の観点から、原則として改正法は平成11年1月1日から施行することとした。この施行期日が適用されるのは、本条ただし書各号に規定されている事項に該当しない改正規定である。

[注]附則の各条文中において、「この法律の施行の際」又は「この法律の施行前」という用語が使用されているが、これは本条本文に規定した平成11年1月1日の施行日を指している。これに対し、本条ただし書各号に規定する施行日を基準とした経過措置の場合は、「前条第1号に定める日」（附則第2条第1項）、「附則第1条第2号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前」（附則第5条）のように、基準となる施行日を特定する用語を

使用している。

本条ただし書は、平成11年1月1日以外の施行期日の例外について規定したものである。

第1号は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される場合についての規定である。

今回の改正事項中、累進的に高額化する現在の特許料の10年目以降を準確化する改正（特許法第107条）については、権利保有者にとっての負担の軽減につながる内容であり、また、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正事項中、指定調査機関における調査業務の追加（特例法第36条）は早期保護の実現に資する内容であることから、いずれも早期に施行することが望ましい内容であるため、本号において「公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日」を施行日として規定した。（平成10年政令第177号により、平成10年6月1日に施行されている。）

第2号は、国と国以外の者との共有に係る特許権等の特許料、登録料及び手数料の取扱いに関する改正規定の施行期日を平成11年4月1日とする旨を規定したものである。

第3号は、改正法第6条の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律中、ただし書第1号が適用される以外の改正事項、すなわち、意匠・商標に関する手続及び審判手続へのオンライン化の拡大については、システムサポート構築等の準備期間を考慮し、平成12年1月1日から施行することとした。

## 2. 経過措置

### (1) 特許法の改正についての経過措置

#### （特許法の改正に伴う経過措置）

**第二条** この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は特許に係る審判若しくは再審については、別段の定めがある場合を除き、そ

の特許出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

- 2 前条第一号に定める日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料については、第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前条第二号に定める日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行前にした特許出願に係る特許についての特許異議の申立て又は無効の理由については、なお従前の例による。

本条は、今回の改正法第1条の規定による特許法の改正に伴う経過措置を規定したものである。

第1項は、改正法の施行の際現に特許庁に係属している特許出願、審判・再審については、係属している最中に、適用規範を変更することは出願人・審判請求人により法的安定性の観点から好ましくないことから、発明の名称の願書への記載省略（第36条第1項）、先後願の判断における拒絶確定出願等の取扱いの見直し（第39条第5項）、無効審判における請求理由の補正の制限（第131条第2項）等の改正法第1条の規定による改正前の特許法の規定が適用される旨を規定したものである（図6参照）。

具体的には、以下のようになる。

- ① この法律の施行の際に特許庁に係属している特許出願については、その査定（審査の延長である拒絶査定不服審判も含む。）が確定するまでは、発明の名称の記載、先後願の判断は改正前の規定により判断される。
- ② この法律の施行の際に特許庁に係属している無効審判・再審については、その審決が確定するまでは、先後願等の判断のほか、審判請求の理由の補正是制限されないなど改正前の規定により判断し、手続が進められることにな

る。

第2項は、改正法の施行の日前に既に納付した特許料と納付すべきことが確定していた特許料についての施行日後の追納についての取扱いを定めるものである。

今回の法律改正においては、第10年目以降の特許料の負担の引き下げを目的として、特許料の引下げが行われた（第107条第1項の表）。この結果、改正法の施行前に特許料を追納すべきものについても、その納付をあえて改正後まで引き延ばすことによって、施行後の（引下げられた）特許料を基準として追納できることとなると、施行前に納付をした者との間で公平を失する。

このため、施行前に既に納付した特許料については、改正法の施行後にこれを返納することとはせず、また、施行前に納付すべきであった特許料であって施行後にその特許料を追納すべきものについては、従前の例により、旧特許料を基準に納付すべき旨を規定したものである。

#### （補説）既に納付した特許料の取扱い

特許料の減額措置については、今回の改正が実質的に初めてで（過去に日露戦争後に減額の先例あり。）、既納付の特許料の取り扱いについては、いくつかの対応が考えられた。しかしながら、過去の特許料の引き上げの改正の際には、納付期限が施行日前の特許料に係る猶予・減免措置につき改正後も旧法（廉価な料金）の適用を認めていることを踏まえて、今回の改正（減額措置）においては、既納付の特許料について差額を返還することとはせず、また、意図的追納利用者との公平感とのバランスの維持を図ることとしたものである。

第3項は、国と国以外の者との共有に係る特許権の特許料の取扱いを定めるものである。

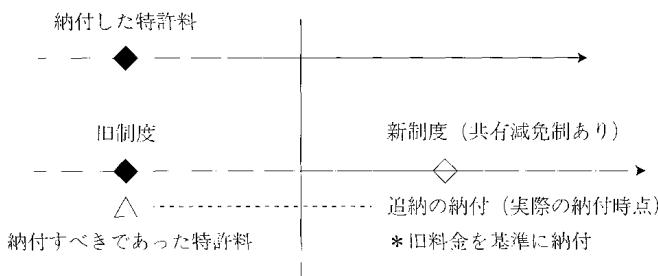
今回の法律改正においては、国との共有に係る特許権の特許料については、特許料のうち国以外の者が国以外の持分について相当する額を納付すべきとする改正が行われた（特許法第107条第3項、第4項）

本項においては、前項の規定（第10年目以降の特許料の負担の軽減）についての経過措置にならない、改正法の施行前に納付し、又は納付すべきであった特許料の納付については、従前のとおり納付すべき旨を規定したものである（図1 参照）。

具体的には、納付期限が施行日後の特許について、施行日前に納付する場合には全額個人の負担で特許料を納付しなければならないに対し、施行日後に納付する場合には持ち分に応じた割合分の納付で足りる。また、施行前に既に納付した分については、返納はしない。

図1 共有減免についての経過措置

施行日（11.4.1.）



第4項は、改正法の施行前にした特許出願に係る特許異議の申立て又は無効の理由についての取扱いを定めるものである。

今回の法律改正においては先願の規定（特許法第39条。実用新案法・意匠法においても同様。）を改正し、拒絶が確定した先願等は、先願として取扱わないこととされた。

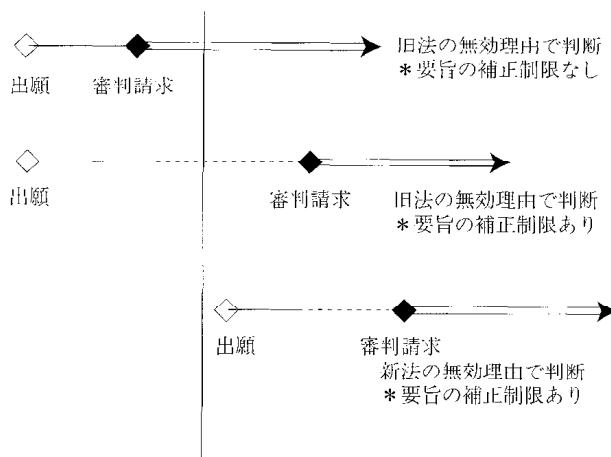
このため、改正法の施行後に新たに特許異議の申立て、又は無効審判の請求がされる場合に、改正前の出願に係る特許権については、拒絶が確定した出願と同一の発明の登録を認めないとする改正前の特許法の規定に基づいて、当該特許権は無効とされる旨を定めるものである。

なお、本項にいう「特許異議の申立て又は無効の理由」とは、拒絶理由・無

効理由といった権利の成否に係る要件・事由のことを意味するものであって、その出願の時期に基づき適用すべき法律が定めている。

他方、特許法第131条（審判請求の方式）の改正により、改正法の施行後に新たに請求される無効審判における審判請求書の請求理由の要旨変更に係る補正が制限されるとになるが、これは審判手続の問題であって、無効審判の請求時期を基準として、改正法の施行前に審判請求が行われた無効審判については、第1項の規定により従前の例により審理が行われることとなる（図2参照）。

図2 無効理由についての経過措置  
施行日（11.1.1.）



## (2) 実用新案法の改正についての経過措置

### （実用新案法の改正に伴う経過措置）

**第三条** この法律の施行の際に特許庁に係属している実用新案登録出願については、別段の定めがある場合を除き、その実用新案登録出願につ

いて査定若しくは審決が確定するまで、又は設定の登録がされるまでは、なお従前の例による。

- 2 附則第一条第二号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料については、第二条の規定による改正後の実用新案法（以下「新実用新案法」という。）第三十一条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録についての登録異議の中立て又は無効の理由については、なお従前の例による。

本条は、今回の改正法第2条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置を規定したものである。

第1項は、附則第2条第1項と同旨の規定である。すなわち、改正法の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願については、考案の名称の願書への記載省略（第5条第1項）、先後願の判断における拒絶確定出願等の取扱いの見直し（第7条第5項等）等の改正法第2条の規定による改正前の実用新案法の規定が適用される旨を規定したものである。

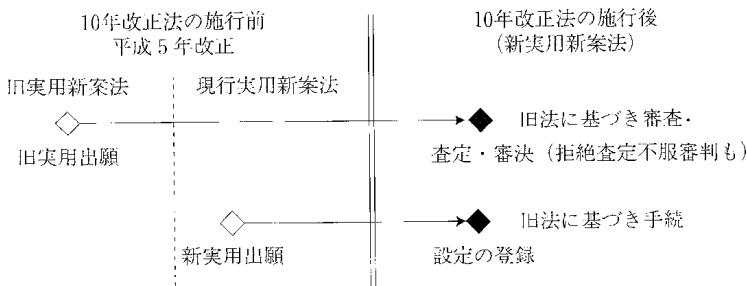
なお、本項の「実用新案登録出願」とは、平成5年改正前の登録要件の実体審査を伴う旧実用新案出願と、平成5年改正後の無審査登録制度の新実用新案出願の両方を含むものである。

それぞれについて、特許庁に出願が係属している状態の意義と、適用の関係は、次のとおりである（図3参照）。

- ① この法律の施行の際に特許庁に係属している旧実用新案出願については、その査定と審査の延長である拒絶査定不服審判の審決が確定するまでは、考案の名称の記載、先後願の判断は、改正前の規定により判断される。
- ② この法律の施行の際に特許庁に係属している新実用新案出願については、その設定の登録がされるまでは、考案の名称の記載、先後願の判断は、改正前の規定により判断される。

図3 新旧実用新案法の適用関係

10年改正法の施行日（11.1.1）



第2項は、附則第2条第3項と同旨の規定である。すなわち、国と国以外の者との共有に係る実用新案権の登録料の取扱いについては、改正法の施行前に納付し、又は納付すべきであった登録料の納付については、従前のとおり納付すべき旨を規定したものである。

第3項は、附則第2条第4項と同旨の規定である。すなわち、改正法の施行後に、新たに実用新案登録異議の申立て、又は無効審判が請求される場合であっても、改正法の施行前の出願に係る実用新案権（平成5年改正前、平成5年改正後を問わず、今回の改正前に出願された実用新案登録出願に係る異議申立て、無効審判）については、改正法第2条の規定による改正前の実用新案法の規定が適用される旨を規定したものである。

具体的には、先願の規定（第7条第5項）の改正により、先後願の判断において拒絶確定出願等は先願として取り扱われなくなったが、今回の改正法の施行前に出願された実用新案登録出願に係る異議申立て、無効審判については、拒絶が確定した出願と同一の考案の登録を認めないとする改正前の実用新案法の規定に基づき、当該実用新案権は無効とされることとなる。

### (3) 意匠法の改正についての経過措置

#### ① 第3条の規定による意匠法の改正

(第三条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置)

**第四条** この法律の施行の際現に特許庁に係属している意匠登録出願（類似意匠の意匠登録出願を除く。）又は意匠登録に係る審判若しくは再審については、別段の定めがある場合を除き、その意匠登録出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行前にした類似意匠の意匠登録出願であってこの法律の施行の際現に特許庁に係属しているもの又はこの法律の施行前にした類似意匠の意匠登録出願に係る類似意匠の意匠登録、審判若しくは再審については、第三条の規定による改正前の意匠法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 この法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠登録の無効の理由については、なお従前の例による。

本条は、今回の改正法第3条の規定による意匠法の改正（国との共有に係る意匠権の登録料・手数料の減免以外の内容）に伴う経過措置を規定したものである。

意匠法の改正内容は多岐にわたっているが、その中核に類似意匠制度の廃止（第10条関係）があることから、経過措置についても、一般的意匠登録出願と類似意匠の意匠登録出願とに分けて、規定を設けている（図4参照）。